（法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第五十七条　法第百六条第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～六　略］

七　保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2　［略］

3　法第百六条第五項に規定する内閣府令で定める事由は、保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4　法第百六条第十二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

5　法第百六条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち子会社対象保険会社等から除かれるものの業務）

第五十七条の二　法第百六条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　第五十六条の二第二項第一号から第三十四号の二の二までに掲げる業務

二　第五十六条の二第二項第四十六号に掲げる業務（同条第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

三　第五十六条の二第二項第四十七号に掲げる業務（同条第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

（一定の保険業高度化等会社）

第五十七条の三　法第百六条第四項、第十三項及び第十六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社（外国の会社を除く。）又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項（子会社に雇用される労働者に関する特例）、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項（関係子会社に雇用される労働者に関する特例）の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。）とする。

一　専ら情報通信技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務を除く。）

二　特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であって、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三　高度の専門的な能力を有する人材その他の当該保険会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該保険会社の行う業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

（法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第五十七条　［同上］

［一～六　同上］

七　保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

2　［同上］

3　法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

［項を加える。］

［項を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］